

証券コード 3926
2022年6月6日

株 主 各 位

東京都港区赤坂二丁目17番7号
株式会社オープンドア
代表取締役社長 関 根 大 介

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、安全を最優先とするため、株主の皆様におかれましては、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使することができますので、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を極力お控えいただくようお願い申し上げます。事前に議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月22日(水曜日)午後7時までには議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 2階 鳳凰の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第25期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役2名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の方へのお土産等のご用意はございません。予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.opendoor.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、これらの事項は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.opendoor.co.jp/>) に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

- 本株主総会にご出席される株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染予防のためマスクの着用をお願い申し上げます。
- 当社運営スタッフにおきましては、マスク着用にて対応させていただきます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.opendoor.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後7時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後7時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 領

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

（単位）

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 反対する場合 >> **【否】** の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

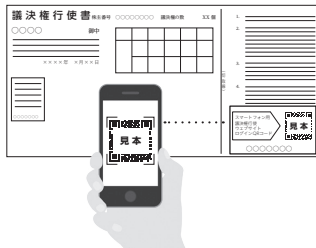
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

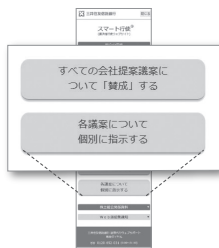
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

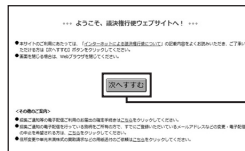
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



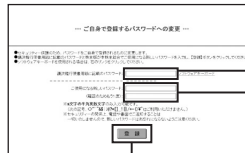
「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力
実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策と社会経済活動との両立が図られる中、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直しの動きがみられましたが、新たな変異株などにより新型コロナウイルスの感染拡大は未だ収束の見通しは立っておらず、ウクライナ情勢の悪化に伴う原油価格の上昇や金融資本市場の変動もあり、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

海外旅行市場に関しては、新型コロナウイルス感染拡大による各国での海外渡航制限や我が国での水際対策等の規制が継続したことにより、旅行需要は著しく低い水準で推移しました。また、国内旅行市場に関しても、感染拡大による影響が続いており、感染拡大前に比べ旅行需要は大きく減少した状態が続いております。(出所：観光庁「主要旅行業者の旅行取扱状況速報」)

このような状況のもと、当社の旅行関連事業におきましては、海外渡航時の入国・帰国制限等の措置に関する情報や各都道府県の旅行補助施策「県民割(地域観光事業支援)」等の旅行割引施策に関する情報の掲載など、新しい環境下における消費者のニーズへの対応を迅速に行ったほか、将来の旅行需要の回復を見据え、ユーザー利便性向上のための積極的なシステム開発を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,201,541千円(前期比7.0%増)、営業損失は653,602千円(前期は772,113千円の営業損失)、経常損失は541,434千円(前期は708,722千円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は544,801千円(前期は652,160千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2019年3月期)	第 23 期 (2020年3月期)	第 24 期 (2021年3月期)	第 25 期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
売 上 高(千円)	4,969,755	4,936,987	1,122,453	1,201,541
経常利益又は経常損失(△)(千円)	1,708,016	1,540,823	△708,722	△541,434
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	1,099,249	925,409	△652,160	△544,801
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	35.48	29.85	△21.03	△17.57
総 資 産(千円)	6,312,084	6,744,574	6,696,074	5,368,341
純 資 産(千円)	5,202,213	6,123,995	6,210,237	5,087,365
1株当たり純資産額 (円)	167.84	197.46	200.07	163.71

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2019年3月期)	第 23 期 (2020年3月期)	第 24 期 (2021年3月期)	第 25 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	4,837,756	4,742,931	1,115,876	1,197,084
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	1,677,676	1,486,260	△625,678	△502,100
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	1,074,655	887,831	△609,777	△524,759
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)(円)	34.68	28.64	△19.66	△16.92
総 資 産 (千円)	5,911,745	6,487,563	6,638,129	5,305,911
純 資 産 (千円)	5,156,006	6,040,209	6,168,835	5,066,005
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	166.35	194.76	198.74	163.02

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ホテルスキップ株式会社	86,000千円	100%	ホテル・航空券の予約、手配、販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

旅行業界は、新型コロナウイルスの感染拡大による旅行需要の落ち込みという課題を抱えています。

しかしながら、潜在的な旅行需要そのものがなくなったわけではなく、感染が収束し一定の期間を経れば、旅行需要は回復するものと見込まれます。

当社グループといたしましては、新型コロナウイルス感染症の収束後に回復の波を捉えるのみならず飛躍的な成長を遂げられるよう、変化対応力に磨きをかけ、さらなる収益機会拡大・収益力強化を図ってまいります。

そのためには、旅行需要の低迷期を乗り切る必要がある一方で、オンライン旅行業界における優位性を保ちつつ、IT業界における技術革新に対応するために、ユーザーに提供すべき情報やサービスの質及び量も今まで以上に高めていく必要があります。

そのような中、当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりです。

① 既存事業の展開

当社グループが運営するサイト「トラベルコ」は、海外旅行及び国内旅行に関連する様々なコンテンツを提供しておりますが、当社グループとしましては、新型コロナウイルスの感染拡大による旅行需要の低迷期においても、強固な財務基盤を背景に、サービス機能強化への投資を継続し、常にコンテンツ量の拡大及び質の向上を図ることにより、新たなユーザーの獲得を目指してまいります。

② ブランドの知名度向上

当社グループが提供する各サービスの利用拡大と継続的な企業価値の向上を実現していくためには、サービスの知名度やブランド価値の向上が不可欠であると考えております。また、当社グループの事業を支える優秀な人材の獲得や他社とのより良い提携関係構築のためにも、当社グループは、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に取り組んでまいります。

③ インバウンド対応を含めた海外向け事業の強化拡大

新型コロナウイルス感染拡大により、世界的な旅行需要の減少が生じておりますが、感染が収束し一定の期間を経れば、旅行需要は回復するものと見込まれます。

当社グループでは、このような状況に対応するため、当社グループが提供する旅行比較サイトの多言語化展開を推進し、日本国外のユーザーに対して充実した旅行情報サービスを提供することによって、訪日外客のみならず海外から海外への旅行を企図するユーザーの取り込みを図ってまいります。

④ 新サービス及び新規事業の展開

多様化するユーザーのニーズに応えるため、当社グループは常に新しいサービスの提供を検討し、実施しております。

旅行市場に関連する新サービスの展開や伝統工芸作品紹介サイト「GALLERY JAPAN」を契機とした工芸品関連事業をはじめ、国内・海外向け事業を問わず、新規事業の発掘、展開及び早期の収益化に取り組み、当社グループの事業基盤をより強固なものとするよう努めてまいります。

⑤ 技術革新への対応

当社グループは、競争の激しいインターネット市場において継続的に成長を遂げるべく、新しい技術・事業モデルへの対応を継続的に行うことが重要な課題であると認識しております。インターネット市場においては、技術革新が絶え間なく行われており、スマートフォンやタブレットの普及率が向上し、関連するマーケットが拡大しております。このような事業環境のもとで当社グループが事業を継続的に拡大していくためには、スマートフォンやタブレットに限らず、次々と登場する新技術に適時に対応していくことが必要であり、常に先端技術の探求と普及に努め最適な商品やサービスを提供してまいります。

⑥ 人材の確保及び育成

当社グループは、技術革新と市場の拡大が同時進行しているインターネット市場においては従業員の数及び質が競争力を左右する大きな要因であり、優秀な人材の採用及び継続的な育成が重要な課題であると認識しております。引き続き人材の採用や教育に注力するとともに、働き甲斐のある職場環境の構築に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
旅行関連事業	旅行比較サイト「トラベルコ」 多言語旅行比較サイト「Travelko」の運営

(6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都港区赤坂二丁目17番7号
営 業 所	大阪府大阪市北区曽根崎新地二丁目3番13号

② 子会社

ホ テ ル ス キ ッ プ 株 式 会 社	東京都港区赤坂二丁目17番7号
--------------------------	-----------------

(注) ホテルスキップ株式会社は、2021年6月28日付で、本社を東京都渋谷区から移転しております。

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
183 (12) 名	12名減 (1名減)

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
176 (11) 名	7名減 (1名減)	36.8歳	6年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 122,400,000株
- ② 発行済株式の総数 31,260,000株
- ③ 株主数 10,659名(うち単元未満株主数2,700名)
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
関 根 大 介	15,991,000株	51.56%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,816,500株	5.85%
株 式 会 社 ザ ・ パ ス ・ イ ン ベ ス ト メ ン ト	1,740,000株	5.61%
株 式 会 社 C H I N T A I	1,595,000株	5.14%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,151,800株	3.71%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	892,900株	2.87%
佐 藤 茂	690,000株	2.22%
JP JPMSE LUX RE J.P. MORGAN SEC PLCEQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	405,000株	1.3%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	296,572株	0.95%
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	234,900株	0.75%

- (注) 1. 当社は、自己株式を246,430株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 2022年3月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書 (変更報告書) において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者2社が2022年3月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

大 量 保 有 者	保有株式数	株券等保有割合
み ず ほ 証 券 株 式 会 社	72,200株	0.23%
アセットマネジメントOne株式会社	1,491,400株	4.77%
アセットマネジメントOneインターナショナル	252,900株	0.81%
合 計	1,816,500株	5.81%

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	関 根 大 介	
取 締 役	中 野 正 治	経営企画室長
取 締 役	鈴 木 秀 明	管理本部長 ホテルスキップ株式会社 取締役
取 締 役	清 水 淳 子	みどり共同法律事務所 弁護士
常 勤 監 査 役	林 房 雄	ホテルスキップ株式会社 監査役
監 査 役	松 田 道 春	松田公認会計士事務所 所長 マニー株式会社 社外取締役 株式会社サイゼリヤ 社外取締役監査等委員
監 査 役	原 口 純	原口会計事務所 所長 株式会社ベスパコンサルティング 代表取締役 株式会社ビジョナリーホールディングス 社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役清水淳子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松田道春氏及び監査役原口純氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役林房雄氏、監査役松田道春氏及び監査役原口純氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役林房雄氏は、過去に当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わっておりました。
 - ・監査役松田道春氏及び監査役原口純氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、取締役清水淳子氏、監査役松田道春氏及び監査役原口純氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次の通りであります。
- ・2021年6月23日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって、早坂泰祐氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
 - ・2021年6月23日開催の第24回定時株主総会において、中野正治氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
 - ・2021年9月22日に、小出一郎氏は逝去により社外取締役を退任いたしました。なお、退任時、同氏は和田倉門法律事務所所属の弁護士でありました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、社外取締役1名及び社外監査役2名と責任限定契約を締結しております。また、2021年9月22日をもって退任いたしました社外取締役小出一郎氏とも、同様の責任限定契約を締結しておりました。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、当社が保険料の全額を負担しております。当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されないこととなっております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	98,274	98,274	—	—	6
(うち社外取締役)	(5,400)	(5,400)	(—)	(—)	(2)
監 査 役	15,708	15,708	—	—	3
(うち社外監査役)	(7,200)	(7,200)	(—)	(—)	(2)
合 計	113,982	113,982	—	—	9
(うち社外役員)	(12,600)	(12,600)	(—)	(—)	(4)

- (注) 1. 上表には、2021年6月23日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名及び、2021年9月22日に逝去により退任した社外取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役に対する報酬は、2014年6月26日開催の第17回定時株主総会において、金銭報酬として年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

また、2020年6月22日開催の第23回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対して、上記金銭報酬とは別枠で、各事業年度に係る定時株主総会開催日から一年以内において30,000千円の範囲内で、新株予約権を割り当てることについてご承認をいただいております。当該株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は3名です。

当社の監査役に対する報酬は、2020年6月22日開催の第23回定時株主総会において、金銭報酬として年額50,000千円以内とすることをご承認いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会の答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法が当該決定方針と整合していることや、報酬等の内容等について当該決定方針と整合するものとして指名・報酬委員会の答申を尊重し決定されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a 取締役の報酬等のうち、業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないもの（固定金銭報酬）の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の定時株主総会において、年額300,000千円以内と定められているところ、取締役の個人別の固定金銭報酬については、代表取締役及び社外取締役からなる指名・報酬委員会の答申を受けた上で、各取締役の実績、職責、使用人給与分とのバランス等を考慮し、その額を決定する。

- b 非金銭報酬等がある場合の当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくはその算定方法の決定に関する方針

取締役の非金銭報酬等については、2020年6月22日開催の定時株主総会において、固定金銭報酬とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対して、各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内において30,000千円の範囲内で、当該株主総会決議に定められた内容の新株予約権を割り当てることについて承認されているところ、当社が非金銭報酬等として交付する新株予約権の内容は、当該株主総会決議に定められた内容の新株予約権とし、当該新株予約権についての取締役の個人別の付与の有無及び付与する場合の付与数については、各取締役の職責及び業務内容、期待する役割、経営環境等を踏まえ、更にはインセンティブを付与すべき必要性等を考慮して、取締役会において決定する。

- c 固定金銭報酬の額と非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の割合の決定に関する方針

取締役の固定金銭報酬の額と非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の割合については、固定金銭報酬を原則とし、経営環境等を踏まえ非金銭報酬等によるインセンティブ付与の必要性が認められる場合には、新株予約権を追加して付与するものとし、具体的な割合については、経営環境等の状況に応じて変動し得るため、予め定めないこととする。

- d 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定金銭報酬については、在任中毎月定額を支払うものとする。

非金銭報酬等については、在任中に経営環境等をふまえ非金銭報酬等によるインセンティブ付与の必要性が認められる場合に、各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に、取締役会の決定により、随時新株予約権を付与する。

- e 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときの決定事項

(1) 当該委任を受ける者の氏名または当該株式会社における地位及び担当
代表取締役社長

(2) 上記(1)の者に委任する権限の内容

取締役の個人別の固定金銭報酬額の決定

(3) 上記(1)の者により上記(2)の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

代表取締役及び社外取締役からなる任意の指名・報酬委員会を設置し、当該指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定する。

二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役関根大介に対し各取締役の固定金銭報酬の額の決定を委任しております。委任をした理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当する職責に応じた評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

ホ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役清水淳子氏は、みどり共同法律事務所所属の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役小出一郎氏は、2021年9月22日に逝去により退任いたしました。なお、退任時、同氏は和田倉門法律事務所所属の弁護士でありましたが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役松田道春氏は、松田公認会計士事務所の所長、マニー株式会社の社外取締役、株式会社サイゼリヤの社外取締役監査等委員であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・ 監査役原口純氏は、原口会計事務所の所長、株式会社バスパソコンコンサルティングの代表取締役、株式会社ビジョナリーホールディングスの社外取締役監査等委員であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 清水 淳子	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から、当社の事業運営及びコンプライアンスに関する確かな助言をいただきました。 また、指名・報酬委員会においては、独立した立場から意見を述べていただいております。取締役の職務の適正性の確保に寄与していただきました。
取締役 小出 一郎	当事業年度において、2021年9月22日の退任までに開催された取締役会8回中7回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から、当社の事業運営及びコンプライアンスに関する確かな助言をいただきました。
監査役 松田 道春	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会17回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役 原 純	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会17回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査内容等の概要や報酬見積りの算定根拠を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,274,096	流 動 負 債	171,281
現金及び預金	3,018,844	買掛金	14,839
売掛金及び契約資産	193,215	その他	156,442
未収還付法人税等	23	固 定 負 債	109,694
その他	62,061	繰延税金負債	67,094
貸倒引当金	△47	資産除去債務	40,400
固 定 資 産	2,094,244	その他	2,200
有形固定資産	72,109	負 債 合 計	280,975
建物	6,217	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	65,891	株 主 資 本	4,925,352
無形固定資産	1,241	資 本 金	648,292
投資その他の資産	2,020,893	資本剰余金	473,388
投資有価証券	1,728,045	利益剰余金	3,821,283
その他	292,848	自己株式	△17,610
資 産 合 計	5,368,341	その他の包括利益累計額	151,791
		その他有価証券評価差額金	151,791
		新 株 予 約 権	10,221
		純 資 産 合 計	5,087,365
		負 債 純 資 産 合 計	5,368,341

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,201,541
売上原価	662,134
売上総利益	539,406
販売費及び一般管理費	1,193,008
営業外損失	653,602
営業外収益	
受取利息	5
受取配当金	150
為替差益	237
保険配当金	0
助成金の収入	109,052
その他	2,721
経常損失	112,167
税金等調整前当期純損失	541,434
法人税、住民税及び事業税	3,945
法人税等調整額	△578
当期純損失	544,801
親会社株主に帰属する当期純損失	544,801

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,222,283	流動負債	132,515
現金及び預金	2,990,472	買掛金	10,981
売掛金及び契約資産	190,085	未払金	29,606
前払費用	36,958	未払費用	40,827
未収還付法人税等	22	未払法人税等	11,611
その他	4,792	未払消費税等	23,470
貸倒引当金	△47	契約負債金	5,447
固定資産	2,083,627	預り金	10,570
有形固定資産	72,109	固定負債	107,391
建物	6,217	繰延税金負債	66,991
工具、器具及び備品	65,891	資産除去債務	40,400
無形固定資産	1,241	負債合計	239,906
ソフトウェア	964	(純資産の部)	
電話加入権	276	株主資本	4,903,992
投資その他の資産	2,010,277	資本金	648,292
投資有価証券	1,728,045	資本剰余金	473,388
関係会社株式	0	資本準備金	472,036
関係会社長期貸付金	30,000	その他資本剰余金	1,352
差入保証金	135,401	利益剰余金	3,799,922
長期前払費用	3,505	その他利益剰余金	3,799,922
保険積立金	141,325	繰越利益剰余金	3,799,922
その他	2,000	自己株式	△17,610
貸倒引当金	△30,000	評価・換算差額等	151,791
資産合計	5,305,911	その他有価証券評価差額金	151,791
		新株予約権	10,221
		純資産合計	5,066,005
		負債純資産合計	5,305,911

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,197,084
売上原価	648,041
売上総利益	549,042
販売費及び一般管理費	1,133,430
営業損失	584,387
営業外収益	
受取手数料	1,200
受取利息及び受取配当金	300
為替差益	135
助成金収入	78,257
その他	2,393
経常損失	502,100
特別損失	
関係会社株式評価損	18,879
税引前当期純損失	520,979
法人税、住民税及び事業税	3,780
当期純損失	524,759

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社オープンドア
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 瀬戸 卓
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 裕之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オープンドアの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オープンドア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社オープンドア
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 瀬戸 卓
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 裕之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オープンドアの2021年4月1日から2022年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、その子会社の取締役及び使用人と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社オーブドア	監査役会
常勤監査役 林	房 雄 ㊟
社外監査役 松 田	道 春 ㊟
社外監査役 原 □	純 ㊟

以 上

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

（1）変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

（2）変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

（3）株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

（4）上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる。	（削除）

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役の業務執行に対する監督機能強化を図り、経営の透明性をさらに向上させるため、新たに独立性の高い社外取締役2名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	※ 井 植 敏 彰 (1966年7月2日)	1993年4月 三洋電機貿易株式会社入社 1998年6月 鳥取三洋電機株式会社専務取締役就任 2002年2月 三洋ハイアール株式会社取締役社長就任 2004年6月 三洋電機株式会社常務執行役員就任 2004年6月 三洋セールスアンドマーケティング株式会社 代表取締役社長就任 2006年6月 三洋TVインターナショナル株式会社 代表取締役社長就任 2008年12月 HOYA株式会社 PENTAX IS事業部 事業部長就任 2011年10月 ペンタックスリコーイメージング株式会社 (現 リコーイメージング株式会社) 取締役副社長兼COO就任 2013年2月 HOYA株式会社 アイケアカンパニー カンパニープレジデント就任 2016年12月 塩屋土地株式会社代表取締役社長就任 (現任) 2019年6月 URA株式会社代表取締役社長就任 (現任)	0株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 井植敏彰氏は、事業法人の経営に長く携わっており、その経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであり、同氏には、同氏の長年にわたる事業経験に裏打ちされた高度な経営的視点からの的確な助言と、独立した客観的な立場からの経営陣に対する実効的な監督を行っていただけると期待しております。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	※ たか だ つよし 高 田 剛 (1972年7月28日)	2000年4月 弁護士登録 2000年4月 烏飼総合法律事務所入所 2007年5月 株式会社マルエツ社外監査役就任(現任) 2007年6月 東プレ株式会社社外監査役就任 2015年6月 東プレ株式会社社外取締役就任(現任) 2016年1月 和田倉門法律事務所パートナー弁護士(現任) 2020年3月 株式会社見果てめ夢 (現 株式会社IP DREAM) 社外取締役就任(現任) 2021年3月 ノーリツ鋼機株式会社社外取締役(監査等委員)・指名報酬委員長就任(現任)	0株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>高田剛氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> <p>なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適正に遂行いただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 井植敏彰氏及び高田剛氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、井植敏彰氏及び高田剛氏の選任が承認可決され、かつ社外取締役に就任した場合には、井植敏彰氏及び高田剛氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額になります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員として行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や法令、規則又は取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する場合を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
6. 当社は、井植敏彰氏及び高田剛氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者芳賀雄一郎氏は社外監査役以外の監査役の補欠として、候補者宮本康平氏は社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。

補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
1	芳賀雄一郎 (1976年11月5日)	2002年2月 株式会社ガリバーインターナショナル(現株式会社IDOM) 入社 2005年2月 イーピーエス株式会社入社 2011年1月 Gogo Tours PTY. LTD.入社 2014年12月 シルバーレイクジャパン株式会社入社 2018年6月 当社入社 内部監査室主任就任(現任)	0株
	【選任理由】 芳賀雄一郎氏は、当社内部監査室において監査業務に従事しており、豊富な経験、実績、見識を有しております。これらを当社の監査体制強化に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	宮本康平 (1984年9月20日)	2007年4月 オリックス株式会社入社 2012年2月 有限責任監査法人トーマツ入所 2013年11月 公認会計士登録 2019年1月 宮本公認会計士事務所代表就任（現任） 2021年11月 株式会社農業総合研究所 社外取締役就任（現任）	0株
<p>【選任理由】 宮本康平氏は、公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有しており、これらを当社の監査体制強化に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宮本康平氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、宮本康平氏の選任が承認可決され、かつ社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額になります。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が会社の役員として行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する場合を除く）。各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
5. 宮本康平氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決され、かつ同氏が社外監査役に就任した場合には、独立役員として指定する予定であります。

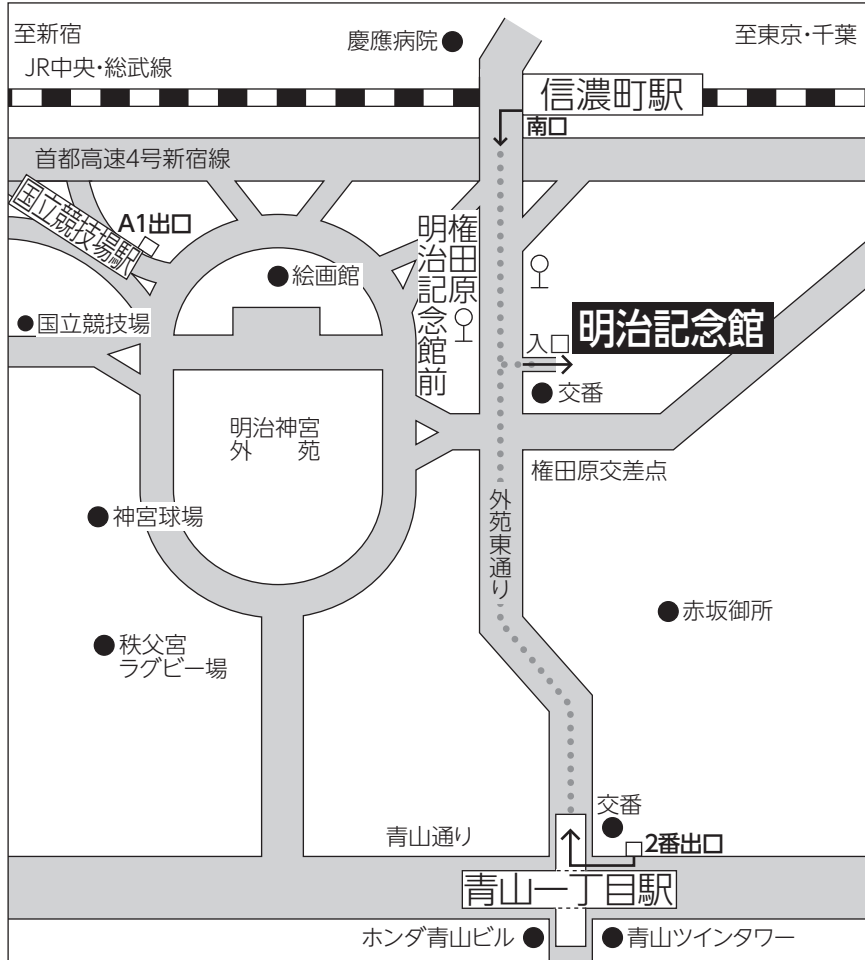
以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 2階 鳳凰の間
TEL 03-3403-1171



■交通のご案内

JR中央・総武線 信濃町駅より 徒歩約5分
地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線 青山一丁目駅
2番出口より 徒歩約10分
地下鉄大江戸線 国立競技場駅
A1出口より 徒歩約10分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。